

事 務 連 絡
令和4年12月20日

各関係団体 御中
(別添参照)

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について（再依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」に基づく一時金に関して、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）（平成31年4月24日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長等通知等）により、一時金に係る協力依頼をさせていただいているところですが、このたび、ポスター及びリーフレットの一部を更新したのでお送りします。

引き続き、支給対象となる方に対して効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。貴会におかれましても、会員関係機関等でのリーフレットの配布、所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、都道府県からリーフレットの配布等周知広報について協力依頼があった場合にも、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

別添：旧優生保護法一時金法に関するポスター及びリーフレットの電子媒体

<本件連絡先>

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
中森、沼津

TEL:03-5253-1111（内線4984, 4987）